

令和5年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東栄町長 村上孝治

市町村名 (市町村コード)	東栄町 (23562)
地域名 (地域内農業集落名)	振草村 (上古戸地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、担い手も不足していることから遊休農地や管理されない農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域全体を団体で維持していくために、地域団体の体制維持や新規就農者の受け入れ態勢の確立などが喫緊の課題である。また、鳥獣害防止対策や維持管理が容易な作物の模索などを検討する必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:18人(うち50歳代以下3人)、団体経営体:上古戸地区環境保全会、上古戸地区集落協定

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域団体を維持していくために、地域の耕作状況を把握し、耕作希望者が来た場合に対応できる体制を確立する
- ・中心としてやってくれる方(担い手)が現れた場合、農地を集積集約化を行い、地域はそれをサポートする
- ・現状で担い手の確保が難しいことから、景観を維持しつつ、耕作を開始する際に容易に開始できるような、保全・管理を容易にするための作物を模索する。(ヒマワリなど)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。

現状で担い手がない地域には保全・管理区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・交付金を活用しつつ、就農希望者がすぐに耕作を開始できるように保全管理を地域一体となり行う ・町などと連携し、就農希望者に農地を紹介できる体制を確立する
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、サルなどの被害を抑えるために、侵入防止策などの設置を行う。
- ②農業を持続的に行える体制を確立するために、化学肥料の転換や使用量を減らすなどの対策を行う。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金事業を活用し、適切な維持管理を行う。